

被 処 分 者	認 定 番 号	新潟県公安委員会 第460577号
	自動者運転代行業者 の名称又は記号	藤運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	新発田市
処 分 年 月 日		令和7年月3月4日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		法第12条に規定する代行運転自動車の損害賠償措置を講じていない状態で自動車運転代行業務を行ったため。
根 拠 法 令		自動者運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条及び第22条第2項
処分を行った都道府県		新潟県

被 処 分 者	認 定 番 号	新潟県公安委員会 第460585号
	自動者運転代行業者 の名称又は記号	キープレフト
	主たる営業所が所在する市町村	長岡市
処 分 年 月 日		令和7年3月4日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		法第12条に規定する代行運転自動車の損害賠償措置を講じていない状態で自動車運転代行業務を行ったため。
根 拠 法 令		自動者運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条及び第22条第2項
処分を行った都道府県		新潟県